

入院時食事療養費についてのお知らせ

令和8年6月より、国の健康保険法等の規定に基づき入院時食事代(自己負担額)が、下記の通り変更となりますので、ご了承ください。



◎ 入院時食事療養(1)

・ 標準負担額(自己負担額) ※1食あたり

		令和8年5月まで	令和8年6月以降
1	一般・現役並所得	510 円	550 円
2	市民税非課税世帯	90日までの入院	270 円
3		91日からの入院	220 円
4		所得が一定基準以下	130 円